

建物の解体工事を行う皆様へ 上下水道局からのお知らせ

1. 事前調査

○水道メーターの位置や給水管の引込位置を確認してください。給水管の引込位置が水道メーターの位置から離れているケースや、同一敷地に複数の引込管が存在するケースがあります。

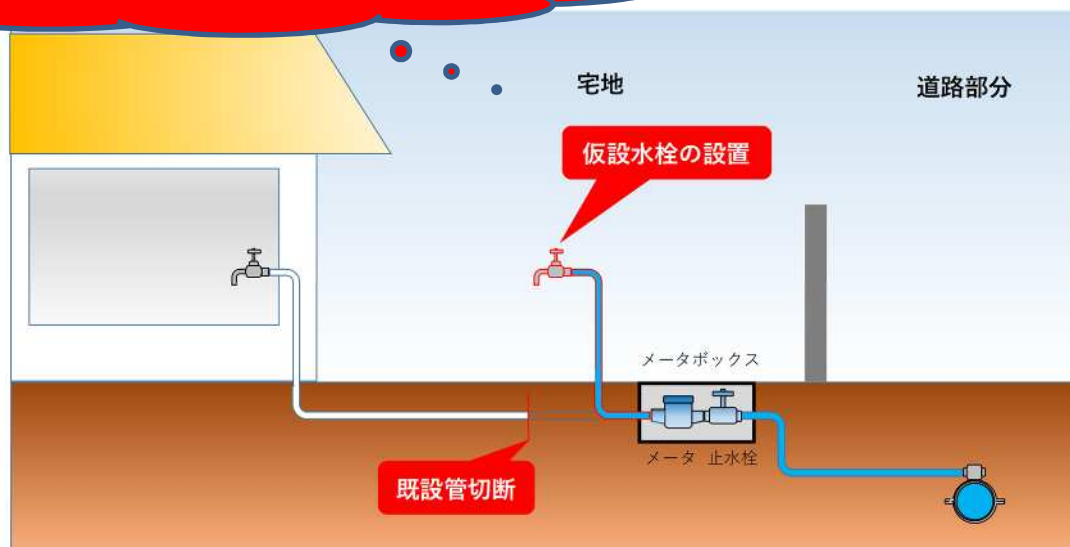
○水道メーターが取り外し（閉栓）されているか確認してください。解体時に水道を使用する場合は、次の仮設給水装置工事申込へ

2. 仮設給水装置工事申込

○建物の解体工事に使用する**仮設水栓の設置は**、給水装置工事の改造にあたるため、**工事申込が必要です**。

○給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施行することと法律で規定されているため、**富山市指定給水装置工事事業者に依頼してください**。

こういう場合は工事申込が必要です



お問い合わせ先 富山市上下水道局給排水サービス課 076-432-8695

本設を伴わない仮設の給水装置工事の申請が簡単になります

押印の見直しに併せ、適用条件にあった仮設の給水装置の設置に限り、新たに作成した「仮設給水装置工事申込書」で申請できるようになります。

1. 適用条件（次のいずれにも該当）

- ・ 既にお客様番号を持っている給水装置のメーター2次側から分岐（接続）する仮設の給水装置工事に限る。
- ・ 仮設給水装置設置期間中、本設の給水装置の改造を伴わないもの。
- ・ 仮設給水装置設置期間が原則1年以内のもの。
- ・ 直近の使用していたメーター口径から変更がないもの。
- ・ 事前協議を伴わないもの。
- ・ 開栓または使用者変更の手続きは別途必要。

2. 想定される対象工事

- ・ 本体工事のための仮設事務所を借地した本体とは別の土地に設置し、既設の給水装置を利用する。
- ・ 解体工事のための仮設水栓の設置

3. 必要書類

- ・ 仮設給水装置工事申込書（両面） 1枚
- ・ 利害関係人の承諾書等

4. 留意事項

- ・ 本体工事と同一の土地で仮設の給水装置を設置する場合は使用できません。
- ・ 既設が流末未完の場合は使用できません。
- ・ 延長も含め1年を超える設置となる場合は原則使用できません。
- ・ 仮設の給水装置を撤去したのち、直ちに閉栓手続きをしてください。
- ・ 通常の給水装置工事申込書で申請しても構いません。（申込者は必ず所有者となる）
- ・ 利害関係人との紛争について当局は一切関与しません